

2019年11月18日

国立大学法人金沢大学  
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合  
執行委員長 市原 あかね

## 団体交渉申入書

10月11日の閣議決定、11月15日の改正給与法成立を踏まえ、下記の事項について、改めて団体交渉を申し入れますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

### 記

2019年8月7日の人事院勧告を最低水準として、これを上回る教職員の給与水準の改善を図ること。

#### (趣旨)

金沢大学職員（事務・技術）の給与水準は、国家公務員と比較して低く抑えられています。『国立大学法人金沢大学の役職員の報酬・給与等について』によると、2018年度の対国家公務員指数は85.6（年齢・地域・学歴勘案でも92.8）となっていますし、事務・技術、病院看護師の給与は国立大学法人の平均に及びません。同資料では教員の給与水準について、詳細が明らかにされていませんが、国家公務員との給与水準の比較指数は下がり続けています。また、同規模の私立大学と比較すると、職員、教員共に明らかに低い水準にあります。

去る8月7日、人事院は2019年度の給与勧告として、国家公務員と民間給与との格差（0.09%）を埋めるための俸給表水準の引上げ、ボーナスの0.05月分の引上げ等を示しました。金沢大学の教職員の賃金について、まずは最低でも人事院勧告に準拠した引上げを求めます。

人事院勧告等へのこれまでの大学当局の対応から、今回の勧告に対しても一定の対応がなされると推測いたします。つきましては、大学当局の方針について説明を求めると共に、団体交渉に応じられることを求めます。

以上